

やっぱり

「働き方改革」にも危険な罠が!

安倍政権の「働き方改革一括法案」には

- ・究極の働かせ放題「高度プロフェSSIONAL制度(高プロ)」の創設
 - ・過労死ライン(月100時間未満)の時間外労働の上限導入
- が盛り込まれています。

過労死促進!

残業代・深夜割増ゼロ 「高度プロ制度」

「高プロ」制度は、労働基準法第4章で定める労働時間(時間外規制)、休憩規制、休日及び深夜の割増賃金に関する規制をすべて適用しない制度です。年収要件は1075万円以上となっていますが、財界は400万円までの引き下げをねらっています。また、就業規則を24時間勤務とした場合、「そんなに働けない」となれば、働けない分の給料を支払わない(欠勤控除)ということができてしまいます。

以下のような働かせ方も違法ではない!
これで、「健康確保措置」をつけたといえる?

- 例① **1日24時間×256日労働 = 年6144時間労働も合法**
年104日の休日+有休5日付与、あとは事後に健康診断をすればOK
- 例② **1日24時間×24日労働 = 4週576時間労働も合法**
4週(28日)4日の休日をまとめてとらせて連続勤務。閑な時期に2週間休日付与すればOK
- 例③ **16時間×256日労働 = 年4096時間労働でも合法**
年104日の休日+有休5日付与、インターバル8時間(厚労省案)の休息確保でOK



裁量労働制

「ニーズ」を でっちあげ!

政府は労働者のニーズがあるといいます。その根拠は誘導アンケートによる“でっち上げ”です。裁量労働で働く人のうち「制度見直し」を求めた3割に対して、追加設問で示された選択肢は「規制緩和と政策」ばかり。その中で「高プロ」的働き方を求めている人は全体の1割程度です。自由記入意見には規制強化を求める声もありましたが、最近まで非公表とされていました。

1. 現在の裁量労働制について、今のままでよいか

(回答者数=1,224)

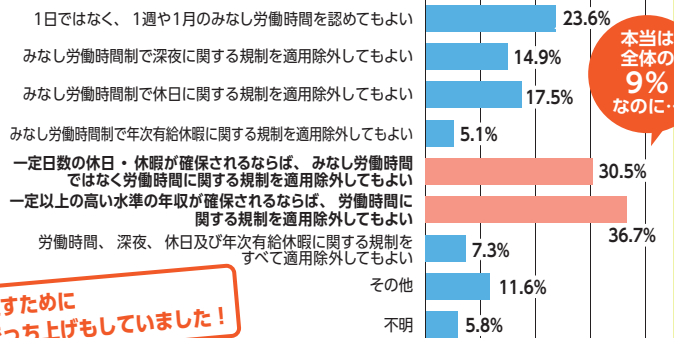
- 1. 今のままでよい…… 68.6%
 - 2. 変えたほうがよい…… 29.3%
- (不明…3.8%)

2の人に
だけ
聞いた

法案を通すために
こんなでっち上げもしていました!

2. 具体的にどのように変更すべきか。(1.で2と回答した場合)(複数回答)

(回答者数=275)



本当は
全体の
9%
なのに…

定額働かせ放題の「高度プロ制度」は廃案に!

政府は今国会(6月20日が会期末)での成立を目指し、審議を強引にすすめています。緊急署名(裏面)で声をあげ、「猛毒法案」を廃案に追い込みましょう。

長時間労働に法のお墨付き!

「過労死ラインの残業上限規制」

過労死の多発をきっかけに、安倍首相は「悲劇を二度と起こさない」と公約。労働基準法にはじめて時間外労働と休日労働の上限を取り入れることになりました。ところが、その実態は、過労死の多発を防げない長時間労働容認法案です。



これでは命は救えない

政府の法案は、時間外労働の原則を月45時間・年360時間としています。忙しい場合は「特例」として、時間外と休日労働を含めた上限を単月100時間未満、2～6か月の各平均で80時間未満、年間960時間としています。これは、労災認定の実情をみれば、過労死の多発を防げない水準です。

労災多発の業種は適用除外

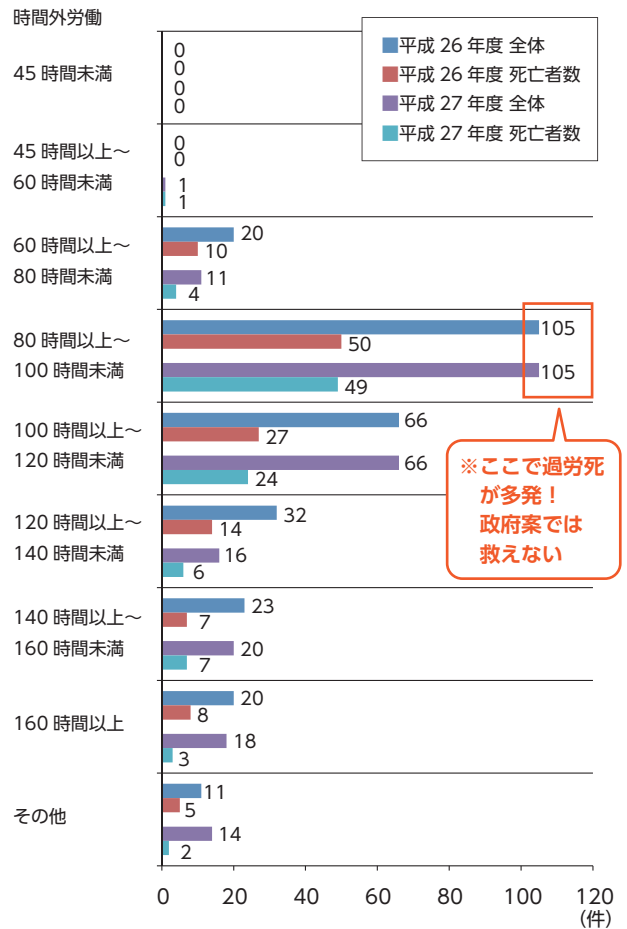
しかも長時間労働が著しく「100時間の残業規制でも一歩前進」と言われる自動車運転、建設、医師への適用は5年間猶予。メンタル疾患が多い研究開発への適用は除外しています。結局、法規制の効果が期待できない、「過労死残業容認の名ばかり上限規制」です!

必要な法改正はこれ!

- ① 法案の時間外労働の上限をもっと引き下げ、適用除外の業種はなくすること。
- ② 勤務間のインターバル規制を導入すること。
- ③ 夜勤交替制の規制を強化すること。
- ④ 労働時間の把握・保存の義務を使用者に課すこと。
- ⑤ 労働行政による監督指導体制や労災防止・認定に関する体制を強化すること。



脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1カ月平均)別にみた労災保険給付の支給決定件数



高度プロフェッショナル制度は現代の奴隷制! 今すぐ廃案に

私たちは、政府・与党に、以下を求めます。

1. 高度プロフェッショナル制度は廃案に。
2. 月の残業上限80～100時間は過労死が発生する水準。もっと短く。
3. 「働き方改革一括法案」は慎重かつ徹底審議を。首相や厚生労働大臣は、野党の質問に誠実に答弁を。国会を欺く事実隠ぺい、捏造、はぐらかし答弁はやめてください。



署名にご協力
ください

署名はコチラ▼

